



〈PROFILE〉平井繁利(ひらい しげとし)

1952年3月岐阜県生まれ岐阜市在住、同志社大学大学院社会学研究科博士課程修了。社会保険労務士と労働安全コンサルタントの国家資格を持つ全国でも数少ない労働コンサルタントとして活動。特に賃金・人事評価・目標管理制度については、独自の理論を構築。企業体質にあったオリジナルな制度づくりには定評がある。政策研究家として、企業政策では人事・労務政策を研究領域としている。最近では、個別労働紛争の増加に伴い労働判断や労働契約法まで研究領域を広げている。

〈現在〉岐阜商工会議所労務顧問、ヒライ労働コンサルタント代表、関西国際産業関係研究所、日本労務学会所属

相談事例

ストレスチェックの義務化

労働者数50人以上の事業場では、ストレスチェックが義務化されたと聞きましたが、ストレスチェックとはどのようなもので、何が目的なのでしょう？

A 最近では職業生活に関して強い不安、悩み又はストレスを感じている労働者が5割を超える、つまり2人に1人はいるといわれています。また、仕事による強いストレスが原因で精神障害を発病し、労災認定される労働者も増加傾向にあります。こうした背景を踏まえ、改正労働安全衛生法(平成27年12月1日施行)において、心理的な負担の程度を把握するための検査(以下「ストレスチェック」という)や面接指導の実施等を内容としたストレスチェック制度が創設されました。この制度の目的は、労働者のストレスの程度を把握し、労働者自身のストレスへの気付きを促し、職場改善や働きやすい職場作りを進めることにより、近年増加しているうつ病など労働者のメンタルヘルス不調となることを未然防止(一次予防)することにあります。

ワンポイント・アドバイス

ストレスチェックは、平成27年12月1日から平成28年11月30日までの1年間に、まず1回実施し、その後は1年以内ごとに1回の頻度で実施していくことになります。また実施に当たっては、産業保健スタッフは以下の点に特に留意して取り組むことが求められています。

1 安心して受検してもらつ環境つくりに努めること。

ストレスチェックの結果は労働者の同意がなければ事業者に提供してはならないことや、検査の実施の事務に従事した者の守秘義務が規定されているといった労働者のプライバシーへの配慮を求めた法律の趣旨を踏まえる必要があります。また、ストレスチェックは、自記式の調査票を用いて行うため、労働者が自身の状況をありのままに答えることのできる環境を整えることが重要です。

2 検査を受ける労働者以外の方にも配慮すること。

事業者は、労働者に対する心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。

3 事業者は、前項の規定により行う検査を受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該検査を行った医師等から当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。(中略)

事業者は、前項の規定による通知を受けた労働者であつて、心理的な負担の程度が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものが医師による面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、当該申出をした労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。(以下省略)